

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年11月8日 11時55分ごろ
発生場所	沖縄県糸満市喜屋武埼西南西方沖 喜屋武埼灯台から真方位238° 2.6海里付近 (概位 北緯26° 03.4′ 東経127° 37.8′)
事故の概要	漁船希栄丸は、南東進中、また、漁船真優Ⅲは、漂流中、両船が衝突した。 希栄丸は、左舷外板に擦過傷等を生じ、また、真優Ⅲは、船首かんぬきに破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月12日、調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 希栄丸、19トン ON2-0462（漁船登録番号）、個人所有 第282-15476号（船舶検査済票の番号） B 漁船 真優Ⅲ、6.68トン ON2-0687（漁船登録番号）、個人所有 第296-16973号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に擦過傷等 B 船首かんぬきに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約3.7m/s、視界 良好 海象：波高 約1m
事故の経過	A船は、船長Aが、前方に航行の支障となる船舶を見掛けなかったため、操舵室後部でGPSプロッターを操作しながら、約7ノットの対地速力で自動操舵によって南東進していた。 B船は、北に向首した状態で漂流し、船長Bが、右舷船尾部に座り、船体中央の操舵室で左舷船首方が見えない状況で釣りをしていた。
分析	船長Aは、前方に航行の支障となる船舶がないものと思い、操舵室後部でGPSプロッターを操作して船首方の見張りを行っていなかったことから、漂流中のB船の存在に気付かなかったものと考えられる。 船長Bは、右舷方を見て釣りをしていた左舷船首方の見張りを行っ

	ていなかったことから、左舷船首方から接近するA船の存在に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の船長Aが船首方の見張りを行っておらず、また、B船の船長Bが左舷船首方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・常時適切な見張りを行うこと。